

【事前予約必須】マイナンバーカード出張申請サポートを実施します

下表の日程で、職員による申請専用タブレットでのマイナンバーカード用の顔写真撮影および申請手続きのサポートを実施します。予約なしの当日来場は受け付けできません。申込みは1人1回・1会場のみです(複数回・複数会場への申込みは無効)。**【無料】**
【官公署の発行した本人確認書類】＝顔写真のある書類(1点)または顔写真のない書類(2点)(下記参照)。本人確認書類をお持ちでない方は、必ず市民課住民係にご連絡ください(不備・不足がある場合は受け付けできない場合があります)。



詳しくはこちら

◆**顔写真のある書類(1点)**＝運転免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降)、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、特定在留カード、身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳等

◆**顔写真のない書類(2点)**＝各種資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、基礎年金番号通知書、医療証、母子手帳、生活保護受給証明書等

【事前予約可能期間】

申込みフォーム＝10月19日(月)午前0時～10月30日(金)午後11時
電話＝10月26日(月)～10月30日(金)各日午前8時30分～午後5時
【申上】上記期間内にQRコード内申込みフォームまたは電話で
【問】市民課住民係 ☎042-497-2037

実施日	実施時間	実施場所	募集人数
11月5日(休)	午前9時～11時	中里地域市民センター多目的ホール	各先着30人程度
11月12日(休)		野塩地域市民センター第2会議室	
11月19日(休)		下宿地域市民センター第1会議室	
11月19日(休)		竹丘地域市民センター第1会議室	
11月26日(休)	午後2時～4時	男女共同参画センター会議室1	

募集

会計年度任用職員(専門職)

職種	採用予定人数
保育士、建築設備士、学校栄養士、作業員、消費生活相談員	若干名

【試験日・内容】書類選考及び個人面接(面接は11月12日(木)を予定) **【申込み締切】**10月26日(月)午後5時
【問】人材育成課人材育成係 ☎042-497-1843
詳しくは市ホームページをご確認ください。



詳しくはこちら

令和8年度 きよせ de まち活
～来て、見て、聞いて、見つけよう!地域での楽しみ方～

「きよせ de まち活」は、清瀬で新しい楽しみや仲間を見つけるイベントです。「何か始めたい」「地域で仲間をつくりたい」「経験や得意なことを活かしたい」。そんなあなたに、清瀬市内で活動するさまざまな団体が市内のさまざまな地域活動をご紹介します(入退場自由、当日参加可)。**【目】**講演「地域でつながる健幸づくり～「気になる」「やってみよう」をまちで活かす～」＝11月14日(土)午後2時～3時、相談会・トークイベント＝11月14日(土)午後3時～4時30分 **【場】**アミュービル **【費】**無料 **【調】**東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター副センター長 植田拓也氏 **【主催】**清瀬市生活支援コーディネーター・地域活動団体有志 **【申上】**右記QRコードより予約 **【問】**社会福祉協議会第1層生活支援コーディネーター ☎042-495-5333



来場予約はこちら

令和8年市議会第3回定例会

第3回定例会は、9月1日から9月25日まで開催され、令和7年度清瀬市一般会計及び特別会計決算など、市長提出議案17件が可決・認定・同意され、報告4件が了承されました。また、議員提出議案3件が可決され、陳情4件が採択されました。

以下に、主な議案についてご報告します。

【問】議会事務局議事係 ☎042-497-2567

■令和7年度清瀬市一般会計決算について

詳しくは本紙4面に掲載しています。

■令和8年度清瀬市一般会計補正予算(第3号)

国庫支出金、都支出金等における過年度分の返還金、高校生及び大学生相当年齢の若者がいる世帯を対象に若者1人あたり5,000円を給付するきよせ若者応援給付金の実施に係る経費、頻発する豪雨による冠水対策に

係る経費、下宿第二運動公園用地購入や財政調整基金への積立など、20億5,643万6千円を追加する補正予算が全員賛成で可決されました。

■清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例

清瀬第八小学校学区において、学童クラブの入会希望者の増加がみられることから、八小第3学童クラブの定員を増やすため、条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決されました。

消費生活相談の現場から

【事例】

賃貸住宅に6年住んでおり、2年ごとに契約を更新している。来月が更新時期だが、管理会社から「老朽化のため建物を建て替えることになった。半年以内に立ち退いて欲しい」と言われた。この物件は職場へ通いやすく家賃も安いので、できれば退去したくない。居座るつもりはないが、条件が合う物件はなかなか見つからないので半年以内に退去するという確約はできない。更新手続きを行い、これまで通り住みたいが、管理会社の求めに応じ退去しなければならないのだろうか。

【アドバイス】

土地や建物を借りる際のルールを定めている借地借家法では、借主を保護するため、契約期間が満了しても、一定の要件を満たせば、法律上、契約が更新される「法定更新」の制度を定めています。したがって、相談者に家賃滞納などの契約違反がない場合、自動的に更新することができると考えられます。また、同法では貸主が一方的に更新の拒絶をすることはできず、借主に退

賃貸住宅の立ち退きを要求されたら、出ていかなければならないの？



去を求めるには「正当事由」(社会通念上、賃貸物件の明け渡しを認めることが妥当と言えるような理由)が必要とされています。これにより、賃貸人から一方的に立ち退きを要求されたとしても必ずしも応じる必要はなく、裁判では貸主と借主のどちらがよりその物件を必要としているかなど、貸主と借主の事情を勘案し、総合的に判断されます。事例では相談者が借地借家法の考え方に基づき契約更新を希望したところ、今回の更新時期までに退去することを前提に半年以内の立ち退き要求は撤回されました。消費生活センターでは敷金精算トラブルなど、賃貸住宅に関する相談をお受けしています。賃貸住宅トラブルでお困りの際はお気軽にご相談下さい。

【問】消費生活センター

☎042-495-6212(相談専用)

※つながらない場合は

☎042-495-6211

Mayor's Column

対話の窓から

市長に就任して、半年が経ちました。市議会議員を20年以上経験していても、市長ともなれば見える景色がこんなに違うものかと戸惑い、初めて経験することばかりの毎日です。

物価高で厳しい生活を余儀なくされる方も多く、福祉の向上に取り組むとともに、皆さまの声をしっかり聴いて反映するまちづくりへ、まちづくり基本条例に則り、市民がまちづくりの主体と実感できる清瀬にしたい。そのために情報公開と透明な市政へ取り組んでいきます。

市長になって良かったことは、清瀬を色んな形で支えてくださっている人々との出会いと交流であり、その想いに触れら

れることです。「清瀬をもっと良くしたい」「安心して住み続けられる街に」と願って行動して下さる方々の姿に鼓舞されています。

「対話の窓から」というテーマは、どんな課題も市民の皆さまの声を聴いて、対話を丁寧に積み重ね、解決の道を模索したいという願いを込めました。お声をかけて頂ければ、可能な限り、皆さまとの対話に出かけます。清瀬のまちを誰にとっても安心で、魅力あるまちにしていけたら。そのために頑張る決意です。どうぞ、ご協力をよろしくお願いいたします。

清瀬市長 原田 ひろみ